



ドイツ倒産法の近時のアップデート

執筆者: 石川 智也、ドミニク・クルーゼ、吉村 充弘、マクシミリアン・レンツ

I. 概要と背景

2021年1月1日、わずかに数週間の議会審議を経た後、いわゆる「事業再建及び倒産法の更なる発展に関する法律(SanInsFoG)」によって、ドイツ倒産法に重大な変更が加えられました。また、2019年6月20日の指令(EU)第2019/1023号により国内移行が義務付けられた全く新たな倒産前事業再建措置(「企業の安定化及び事業再建のための枠組みに関する法律(StaRUG)」)に加えて、ドイツの立法者は、COVID-19パンデミックの影響を受ける企業への圧力を緩和することを目的として、2020年前半に導入された規則の一部を修正する改正を行いました。

II. 新たな事業再建手続

新たな措置は、現在のパンデミックを原因とするものに限らず、財政状態の良くない存続可能な企業が支払不能に陥るのを防ぐことを目的として、米国の破産手続(チャプター11)、英国のスキームオブアレンジメント(Scheme of arrangement)、及びドイツの既存の倒産計画手続のコンセプトや発想を活用し、デット・エクイティ・スワップ(DES)その他の会社法上の措置等柔軟な倒産前事業再建について、企業に一連の選択肢を提供するものです。

新たに創設された倒産前事業再建措置の要点は以下のとおりです。

- ・ 一定の状況下においては、企業は、裁判所の関与なしに、私的事業再建の実施を選択することができます。注目すべき実務上重要な例外は、執行手続の猶予(下記参照)がなされる場合、又は少数債権者が事業再建措置に異議を申し立てる場合です。
- ・ この手続を利用可能なのは、危機の初期段階、すなわち「差し迫った支払不能」が生じている企業に限られます。ドイツ倒産法(InsO)第18条において、「差し迫った支払不能」(drohende Zahlungsunfähigkeit)とは、債務者が24ヶ月以内に支払不能に陥る可能性が高いことと定義されています。
- ・ ほとんどすべての種類の債権者及び株主の債権及び権利は、事業再建措置の対象となり得ます。重要な例外は、従業員

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

債権、不法行為及び故意行為に基づく請求、国家による制裁要求(Staatliche Sanktionsforderungen)です。債権者は様々な類型に分類されます。また、金銭債務に係る債権者等特定の類型の債権者に射程を限定して事業再建を行うことも可能です。

- ・ 事業再建に関する決定は、関連する類型の債権者の間で、4分の3の多数によって行われます。また、「Cross-Class Cram-Down」、すなわち、債権者の類型のうち多数が事業再建に賛成し、その後、裁判所が事業再建に反対する類型の債権者を事業再建計画に従わせることができるという手続を用いることにより、反対する類型の債権者を投票から排除することも可能です。「Cross-Class Cram-Down」は、債権者の類型が2つしか設定されていない場合にも、利用することができます。
- ・ 企業と関連する債権者との間の契約は修正可能です(例えば、債権の減額又は弁済期の延期)が、特例的に解除されることはありません。
- ・ 裁判所は、最大3ヶ月から4ヶ月の執行手続の猶予を命じることができます。この猶予期間は、事案毎の状況に応じ、最長8ヶ月まで延長することができます。
- ・ 一般的に、企業の新たな資金調達のために発行される有価証券は、無効とされるリスクがありません(Insolvenzanfechtung)。資金調達分の返済自体は事業再建計画の履行の一部としてなされるものではないため、資金調達分の返済はこの優遇措置の対象となるものではありません。株主ローンその他これに類似する請求権および証券は、優遇措置の対象とはなりません。
- ・ 裁判所は、(i)消費者、中小企業が影響を受ける場合、(ii)執行手続の猶予を許可する場合、又は(iii)事業再建が一部の類型の債権者のみを対象とする場合には、事業再建担当オフィサーを任命することができます。事業再建担当オフィサーは、管理及び調停における独立した仲介者としての役割を果たします。
- ・ 全ての債権者(従業員等、法律によりその債権が事業再建措置の対象から除かれている債権者を除きます)の債権が影響を受ける場合、及び事業再建が多様な利害関係を有する多様な債権者を対象とする場合、債権者委員会が組織されることがあります。一定の状況下において、債権者委員会は事業再建担当オフィサーを指名することができます。裁判所は、原則として指名された者を任命しなければなりません。さらに、債権者委員会は、従業員等事業再建手続の対象とならない債権者を構成員とすることができます。
- ・ 2022年7月17日には、ドイツにおける事業再建手続を他のEU加盟国が欧州倒産規則に基づき承認することの促進を目的として、事業再建の公表に関する追加的な規則が発効する予定です(現在、新たな事業再建措置は欧州倒産法制の適用対象となっておりません。)

III. 倒産法の変更

StaRUGの制定とは別に、SanInsFoGは、DIP型の手続(Eigenverwaltung)その他ドイツ倒産法に基づく既存の規則にも一部変更を加えています。最も重要な変更点は以下のとおりです。

- ・ 企業による新たな倒産前事業再建の選択肢(上記参照)の利用を促すために、企業がDIP型倒産手続(Eigenverwaltung)を行うにあたっての規制が強化されました。現在では、申立人企業が作成した6ヶ月先までを対象とする詳細な計画を裁判所が承認することが必要です。
- ・ 支払不能に陥った企業の経営陣が企業のために倒産申請を行う期限は、3週間から6週間に延長されます。
- ・ これまで様々な法令に散在してきた支払禁止(verbotene Zahlungen)に関する規則が、1つの節にまとめられています。
- ・ 企業の債務超過(Überschuldung)は、現在、この先12ヶ月の見通しに基づいて判断されることとなりました(これまでのように24ヶ月ではありません)。債務超過がCOVID-19による危機に関連する場合、この期間はさらに4ヶ月に短縮されます。
- ・ 2021年1月末までは、企業が政府からの財政支援を申請したけれども、(i)当該支援をまだ受けておらず、かつ(ii)その結果、債務超過状態にある場合、当該企業は倒産申立義務の免除の対象となります。この倒産申立義務の執行停止は、現在ドイツ連邦政府及び州政府によって議論されているCOVID-19に関する救済措置の継続の結果として、4月末まで延長される可能性があります。

IV. 今後の見通し

全体的に見ると、新たな事業再建制度は、苦境にある企業に対し事業の継続に向けたより多くの選択肢を提供し、かつドイツにおける事業再建において近時見られた外国の法制度を迂回する傾向に歯止めをかけることにより、ドイツの倒産法の枠組みを国際的な水準に引き上げることに向けた有益な一歩であるといえます。既存の規則(その一部は過去1年以内に成立したもの)に対する様々な変更を通じて、ドイツの立法者は、COVID-19 パンデミックが企業に対し現時点でもたらし、あるいは将来的にもたらしうる影響を認識し、またそれらの影響に懸念を抱いているだけでなく、短期間に法令を改正し、(事業を行う上での)現実に符合させることができ、また符合させる決意を有していることを示したともいえるでしょう。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
フランクフルト&デュッセルドルフ事務所 共同代表

n.ishikawa@nishimura.com

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート・M&A、知的財産法、コンプライアンス案件、リストラチャリング案件、各国のデータ保護法への対応等企業法務全般を幅広く手掛けており、日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」では、データ関連分野(企業票+弁護士票)で1位にランクインしているほか、週刊東洋経済(2020年11月7日号)特集の「依頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。



ドミニク クルーゼ
Dominik Kruse

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ドイツパートナー*
フランクフルト&デュッセルドルフ事務所 共同代表

d.kruse@nishimura.com

フランクフルト&デュッセルドルフ事務所の共同代表を務める。日本企業のコーポレートおよびクロスボーダーM&A案件の他、欧州企業の東南アジア(特にインドネシア、タイ、ベトナム)への事業進出についても助言を行っている。国際経験が豊富であり、これまでに、欧州のほとんどの国を含め、世界50か国以上の国において、M&Aの経験を有する。新興市場と成熟市場との異文化間の取引決定においても独自の洞察を提供している。



よしむら みつひろ
吉村 充弘

西村あさひ法律事務所 弁護士

m.yoshimura@nishimura.com

2015年弁護士登録。日系および国際法律事務所において国内外の幅広い業界のクライアントにリーガルサービスを提供。特に知的財産、個人情報保護、医薬品医療機器規制等に関する案件に従事している。日本語、英語およびフランス語による案件対応が可能。

マクシミリアン レンツ
Maximilian Lentz

西村あさひ法律事務所 弁護士

m.lentz@nishimura.com

2013年ドイツ連邦共和国にて弁護士登録。2021年西村あさひ法律事務所入所。2010年フランクフルト大学法学部を卒業、2017年同大学で博士号を取得。2007年-2008年に龍谷大学に留学するとともに、2014年-2015年に京都大学にて研究留学した経験を有し、母語のドイツ語のほか、日本語および英語での案件対応が可能。主たる業務分野はドイツ国内外のコーポレート業務、一般企業法務、ドイツ国内外 M&A、ジョイントベンチャー等。

*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPRを含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。